

「但馬まるごと感動市・食の祭典 in あさご」朝来市内出店料免除に関する規程

但馬まるごと感動市実行委員会

（趣旨及び目的）

第1条 当イベントを開催するに当たり、開催地である朝来市の産業振興を図るため、「但馬まるごと感動市・食の祭典 in あさご」への出店を行う個人又は団体に対して、出店料の一部又は全部を免除すること（以下「免除」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 「但馬まるごと感動市・食の祭典 in あさご」とは、イオン和田山店周辺において但馬の食・物産・観光をテーマとして交流人口の拡大を目的に、但馬まるごと感動市実行委員会が実施するイベントをいう。

（対象となる者）

第3条 出店料を免除する対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 朝来市内に住所を有する個人又は朝来市内に所在する団体
- (2) 開催日の両日ともに出店できるもの

（免除する額）

第4条 出店料を免除する額は次のとおりとする。

- (1) 販売行為ありの出店に対して、1ブースあたり20,000円とする。
- (2) 販売行為なしの出店に対して、1ブースあたり10,000円とする。

（申請手続き）

第5条 出店料の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「但馬まるごと感動市・食の祭典 in あさご」朝来市内出店料免除申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を、出店申込書とともに但馬まるごと感動市実行委員会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

（決定通知）

第6条 会長は、前条の申請書を審査し、適正と認めるときは、「但馬まるごと感動市・食の祭典 in あさご」朝来市内出店料免除決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 第1項の規定により決定通知を受けた者は、出店料等の請求時において、免除額を差し引いた額を支払う。

（庶務）

第7条 出店料の免除に関する庶務は、朝来市において処理する。

（補則）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。